

お知らせ



長寿医療制度

保険料に関するお知らせ

☆被用者保険の被扶養者の方へ

被用者保険の被扶養者とは、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入する直前まで、会社の健康保険組合や共済組合などに加入している方の扶養家族として認定されていた方です。これら被用者保険の被扶養者の方については、保険料の軽減措置がとられ、納付も10月から開始することになっていきます。

しかし、被用者保険の各保険者からの情報提供に遅れや一部届出がされていないことから、「被扶養者の軽減措置」が反映されていない場合があります。被用者保険の被扶養者の方については、「保険料額決定通知書」が届いたとき、

- 1 保険料の徴収開始時期が10月からとなっているか
- 2 保険料の年額が1,800円に軽減されているか

をご確認いただき、軽減措置などがとられていない場合は、広域連合または市役所へお問い合わせください。

なお、所得税や住民税の申告時の扶養や国民健康保険、国民健康保険

組合に加入されている方の扶養は該当になりません。

☆複数の年金を受給されている方へ

年金からのお支払いは、年金保険者(社会保険庁など)や年金種別(老齢基礎年金など)による優先順位が定められていますので、順位1番目の年金がお支払い(天引き)の対象となります。このため、他の年金を含めた合計額が年額18万円以上の場合でも、保険料が天引きできない場合があります。天引きできない方については納付書で納めていただきます。(介護保険料のみ天引きされる場合もあります)

※今回のお知らせは平成20年6月1日時点での制度によるものです。現在、国において制度の改善について検討しています。制度の運用等に変更が生じた場合には、改めてお知らせします。

問合せ 千葉県後期高齢者医療広域

連合 ☎043(308)6768

市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142



国民年金

保険料を免除する制度があります！

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

この制度は所得水準に応じて全額免除、3/4免除(1/4納付)、半額免除(1/2納付)、1/4免除(3/4納付)の4段階を設けています。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというとき

きの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。保険料の全額納付が難しい方は、免除の制度について市民課にお問い合わせください。

なお、免除の申請にかかる所得の審査は千葉社会保険事務所が行いますので、所得税または住民税の申告をすることが必要となります。

問合せ 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142

第58回 社会を明るくする運動

防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り

7月は、社会を明るくする運動強調月間です。

重点目標

「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求め」

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のな

い明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

問合せ

社会福祉課社会福祉係
☎0479(80)8361